

「ビジネスと人権」に関する行動計画の公表にあたって

ビジネスと人権に関する行動計画に係る
関係府省庁連絡会議 御中

令和 2（2020）年 11 月 9 日

ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会
構成員一同

令和 2（2020）年 10 月 16 日、「ビジネスと人権」に関する国の行動計画が公表されました。「ビジネスと人権」に含まれる課題は極めて広範に及び、関係する国内外の人々や団体、また政府の関連諸施策も極めて多岐にわたるところ、困難な策定プロセスを進めてこられた、外務省総合外交政策局人権人道課をはじめとする政府関係府省庁の方々のご尽力に改めて敬意を表するものです。

私たち諮問委員会の構成員は、2019 年 6 月、2020 年 2 月、8 月と 3 回の諮問委員会において、それぞれの立場から行動計画案に対して意見を述べてきました。それらが一定程度反映され、行動計画として公表されたことにより、いまようやくスタートラインに立ったものと認識しています。

一方、行動計画の本来の趣旨に鑑みれば、残された課題はなお多く、実施、モニタリング、改定のプロセスにおいて、行動計画の実効的な実施とさらなる改定により、行動計画が真に課題の解決に資するものとなっていくことを願ってやみません。

私たち諮問委員会構成員は、作業部会構成員一同から出されている「ステークホルダー合同コメント～ビジネスと人権 NAP 公表にあたって～」をしっかりと受け止めていただき、新たな枠組みのもとでの行動計画の実効的な実施、改定プロセスの確保を期待しています。そのプロセスに引き続き積極的に参画していく所存です。